

奄美大島国有林の地域別の森林計画書
変更計画書

[平成29年12月変更]

(奄美大島森林計画区)

計画期間

自	平成29年	4月	1日
至	平成39年	3月	31日

九州森林管理局

変更する理由

奄美群島国立公園が新たに指定されたことから、奄美大島森林計画区を対象とする森林の区域、保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の面積及び公益的機能別森林の面積について変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

目 次

I 計画の大綱	
1 森林計画区の概況	3
(2) 社会経済的背景	3
(3) 森林・林業の動向	3
II 計画事項	
第1 計画の対象とする森林の区域	7
第6 その他必要な事項	8
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	8
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	10
1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	10
2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の 機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	10
① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を 図るための森林施業を推進すべき森林	10
② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	11
③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	11
別記2 自然公園等の森林施業	12

I 計画の大綱

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の森林面積は81,370ha で計画区総面積124,049ha の66%にあたる。

本計画区の対象とする国有林面積は7,937ha で森林面積の10%を占めている。

(3) 森林・林業の動向

国有林の概況

本計画区の国有林は、鹿児島森林管理署で管理経営されている。

本計画の対象とする国有林面積は、7,937ha で九州森林管理局管内国有林総面積の1%を占めている。

蓄積は、1,428千m³で九州森林管理局管内国有林総蓄積の1%を占めている。

人工林面積は 458ha で人工林率が6%となっている。

森林の種類は制限林が7,723ha で96%を占め、普通林が214ha で3%となっている。

制限林の99.9%が保安林であるが、その内水源かん養保安林が100%を占めている。

II 計 画 事 項

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○ 市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 計		<u>7,937.19</u>	
市 町 村 別 内 訳	奄 美 市	<u>2,254.50</u>	
	大 和 村	22.25	
	宇 検 村	<u>877.96</u>	
	瀬 戸 内 町	<u>1,017.05</u>	
	徳 之 島 町	<u>1,500.14</u>	
	天 城 町	<u>1,751.29</u>	
	伊 仙 町	514.00	

注1 国有林の地域別の森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

2 森林計画図は、九州森林管理局及び鹿児島森林管理署において縦覧に供する。

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：h a

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
水源かん養 保安林	総数		7,526.89	別記1参照		
	奄美市	201~217	2,122.21			
	宇検村	225~230	871.82			
	瀬戸内町	218~225	966.00			
	徳之島町	231~233, 239~242, 254~260	1,484.80			
	天城町	234~238, 241, 243~249	1,582.60			
	伊仙町	250~253	499.46			
保健保安林	総数		122.70	"		
	奄美市	202, 203	122.70			
国立公園 特別保護地区	総数		<u>1,802.66</u>	別記2参照		
	奄美市	<u>202, 203, 213</u>	<u>261.57</u>			
	大和村	<u>230</u>	<u>22.25</u>			
	宇検村	<u>230</u>	<u>145.52</u>			
	徳之島町	<u>231~233, 240, 242, 257~260</u>	<u>711.66</u>			
	天城町	<u>234, 235, 243~246</u>	<u>661.66</u>			
国立公園 第1種特別地域	総数		<u>3,370.96</u>	別記2参照		
	奄美市	<u>202~213, 216, 217</u>	<u>1,488.60</u>			
	宇検村	<u>229</u>	<u>111.13</u>			
	瀬戸内町	<u>218~224</u>	<u>930.53</u>			
	徳之島町	<u>232, 254~257</u>	<u>209.78</u>			

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市町村	区域 (林班)		伐採方法	その他	
国 立 公 園 第 1 種特別地域	天城町	234, 236, 244～249	481.62	別記 2 参照		
	伊仙町	250, 251	149.30			
国 立 公 園 第 2 種特別地域	総 数		1,740.67	別記 2 参照		
	奄美市	204, 207, 214, 215	396.07			
	宇検村	226～229	421.16			
	徳之島町	231～233, 239, 241, 242, 254～256, 259	467.76			
	天城町	235, 238, 241, 244, 246, 249	416.96			
	伊仙町	250, 251	38.72			
国 立 公 園 第 3 種特別地域	総 数		61.74	別記 2 参照		
	奄美市	(10)	24.04			
	徳之島町	258, 259	37.70			
鳥 獣 保 護 区 特別保護地区	総 数		103.20	別記 2 参照		
	宇検村	230	103.20			
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	総 数		264.16	別記 2 参照		
	奄美市	211～213	160.96			
	宇検村	230	103.20			

注 () 書きは、公有林野等官行造林地である。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区 分		森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法
総 数			7,856.66	
市 町 村 別 内 訳	奄美市	201～217	2,209.80	伐期の延長、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、水源の涵養 ^{かん} 機能の維持増進を図る。
	大和村	230	22.25	
	宇検村	225～230	877.96	
	瀬戸内町	218～225	981.22	
	徳之島町	231～233, 239～242, 254～260	1,500.14	
	天城町	234～238, 241, 243～249, 261	1,751.29	
	伊仙町	250～253	514.00	

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区 分		森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法
総 数			6,848.83	
市 町 村 別 内 訳	奄美市	201～217	2,209.80	長伐期施業、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る。
	大和村	230	22.25	
	宇検村	225, 229, 230	367.79	
	瀬戸内町	218～225	956.46	
	徳之島町	231～233, 239～242, 254～260	1,397.41	
	天城町	234～238, 241, 243～249, 261	1,618.48	
	伊仙町	250, 251, 253	276.64	

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区 分	森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法
総 数			
市 町 村 別 内 訳	該当なし		複層林施業（択伐）、 により、快適な環境の 形成の機能の維持増進 を図る。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区 分	森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法	
総 数		<u>6,217.31</u>		
市 町 村 別 内 訳	奄美市	202～208, 210～217	複層林施業（択伐）、 により、保健文化機能 の維持増進を図る。	
	大和村	230		22.25
	宇検村	229, 230		<u>322.50</u>
	瀬戸内町	218～224		<u>930.53</u>
	徳之島町	231～233, 240～242, 254～260		<u>1,235.04</u>
	天城町	234～236, 241, 243～249		<u>1,362.63</u>
	伊仙町	250, 251, 253		193.30

別記2 自然公園等の森林施業

区 分		施 業 方 法 の 基 準
自 然 公 園	特別保護地区	禁伐。その他の植物採取も行わないこと。
	第 1 種 特 別 地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・原則禁伐 ・風致維持に支障のない場合単木択伐 ・択伐率は現在蓄積の10%以内
	第 2 種 特 別 地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・原則択伐 ・風致の維持に支障のない場合皆伐 一伐区面積は2ha以内。一定の要件を満たせば伐区面積を増大することができる。 伐区は努めて分散し、更新後5年を経過しなければ連続して設定できない。 ・車道、歩道等の周辺は、単木択伐 ・択伐率 用材林 現在蓄積の30%以内 薪炭林 現在蓄積の60%以内
	第 3 種 特 別 地 域	風致の維持を考慮し、特に制限を受けない。
砂 防 指 定 地		鹿児島県砂防指定地管理規定による。
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区		鳥獣の生息、繁殖等に支障があるものは択伐とし、その程度の著しいものは禁伐。 その他の森林は伐採種を定めない。
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物		禁伐 詳細は、文化財保護法等による。